

令和7年 第11回

みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 令和7年11月10日（月曜日）

みなかみ町農業委員会事務局

みなかみ町農業委員会第11回会議議事録

- 1 開催日時 令和7年11月10日 午後2時40分
 - 2 開催場所 月夜野農村環境改善センター 視聴覚室
 - 3 出席委員 19名
1番委員 櫛 淵 武 重 2番委員 近 藤 民 治 3番委員 内 海 伸 一
4番委員 原 澤 辰 明 5番委員 原 澤 忠 告 6番委員 鈴 木 初 夫
7番委員 鈴 木 保 雄 8番委員 中 島 博 恵 9番委員 須 藤 栄 寿
10番委員 小 室 功 11番委員 村 山 正 美 12番委員 本 多 道 長
13番委員 小 池 康 雄 14番委員 原 澤 幸 好 15番委員 田 村 かつ子
16番委員 田 村 隆 司 17番委員 櫛 淵 春 子 18番委員 江 口 眞 利
19番委員 森 下 かおり
 - 4 欠席委員 0名
 - 5 議事録署名委員
16番委員 田 村 隆 司 17番委員 櫛 淵 春 子
 - 6 職務のため本会議に出席した事務局職員等の職・氏名
事務局長 田 村 覚 生 書記 中 山 文 弥 書記 泉 雪 江
 - 7 会議に附した事件
議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第38号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第40号 農用地利用集積等促進計画の要請について
議案第41号 農地に該当しないことの証明願について
 - 協議事項・報告事項
特になし
 - その他
 - 8 会議の成立
農業委員会等に関する法律第27条第3項により本会議が成立する。
- 開 会 みなかみ町農業委員会職務代理中島博恵開会を宣す。
- 開 会 末
- 議 長 本日の議事録署名委員、16番田村隆司委員、17番櫛淵春子委員にお願い
いたしたく思います。
では、次第4、議事に入ります。
議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局よりご

説明をお願いいたします。

事務局

1ページをお開きください。

議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について。

次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、決定を求める。
別紙記入事件、3件。

次のページをお開きください。

◇（議案書・順次朗読説明）

議長

はい、ありがとうございました。

事務局の説明いただきました。

議案第37号の1番について担当委員さんよりの調査報告を求めます。

18番委員

18番、〇〇地区担当の江口です。

農地法第3条による申請事案の調査結果について報告いたします。

11月5日、代理人の〇〇さんに電話をして確認しました。

申請地は、〇〇〇〇〇の北東方向、約300mに位置します。

譲渡人の〇〇〇〇さんは、〇〇に引っ越すため、宅地、建物、農地を〇〇〇〇さんに有償にて譲り渡すものです。

譲受人の〇〇〇〇さんは、勤務先が〇〇で、みなかみ町に移住後は新幹線通勤をし、休日に奥さんと農作業を行うそうです。農地を効率的利用は、営農計画は確認でき、技術については近隣農家が指導するため、実行は確実です。年間従事日数は、奥さんが200日で、主人が30日で、野菜などを栽培するには十分な日数です。周辺の農地利用や地域計画実現への支障の有無は、野菜栽培を計画しているため、周辺への耕作に支障はありません。その他、懸念する事項は特にありません。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

このことについて皆様方のほうからご意見、ご質疑ございましたら、お願いいたします。

（「なし」の声）

では、お諮りいたします。

議案第37号の1の案件は許可としてよろしいでしょうか。

（「はい」の声）

それでは、許可と決定いたします。

続きまして、議案第37号の番号2について、担当委員さんからの報告を求めます。

12番委員

農地法第3条の調査報告をいたします。

12番の〇〇〇〇〇担当の本多道長です。よろしくお願いいたします。

11月5日、現地調査を行いまして、申請地は〇〇〇〇の南側およそ100mのところでした。11月5日、〇〇さんと直接お会いし、現地で確認をいたしました。

譲渡人、〇〇〇〇さんが県外生活をしているため、移住する予定もなく、希望があって利用される方に売却したいということのためです。

ただいまのご説明について皆様のほうからご質疑、ご意見ありましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

なければ、お諮りいたします。

議案第37号の3の案件は許可としてよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

それでは、許可と決定いたします。

続きまして、議案第38号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明申し上げます。

お願いいたします。

事務局

4ページをお開きください。

議案第38号 農地法第4条の規定による許可申請について。

次のとおり申請がありましたので、意見の決定を求めます。別紙記入事件、1件。

次のページをお開きください。

◇(議案書・番号1朗読説明)

議長

ご説明いただきました。ありがとうございます。

担当地区の委員さんのご説明を求めます。

2番委員

2番、〇〇〇〇担当の近藤です。

農地法第4条による申請事案の調査結果について報告いたします。

申請地は〇〇〇〇より北へおおよそ50メートルぐらいのところです。11月4日、現地調査を行い、代理人の〇〇さんに確認いたしました。

転用目的の確実性については、始末書にもありましたように既に実行済みです。

申請面積の妥当性ですが、周辺の利用状況から問題は見当たりません。

周辺農地の営農条件への支障の有無ですが、周辺農地の営業を行う上での支障が発生する見込みはございません。同様に、転用することによって生ずる付近の農地、作物の被害の防除措置についても想定される被害等はないと思われ

ます。

そのほかに想定される懸案事項は、特に見当たりません。

よろしく審議いただきますよう、お願いいたします。

以上です。

議長

すみません、ありがとうございました。

ただいまのご説明を受けまして、この案件について皆様のほうからのご意見、ご質疑いただきたいと思っております。

1つよろしいでしょうか。ここに相続で発覚したと書いてあって、本人がこれは推進委員の方とかそういう方が発覚して、何かそういうことをやったのか。あるいは、本人が何か相続のときに気がつかれてここに申請をなされたのか。

それからもう一つは、こういう場合でも始末書添付を取ってあるんですが、始末書というのがどうしても必要なものかどうか、その辺を含めてお願いできればと思っております。

- 議 長 ご説明が終了しました。ありがとうございます。
番号1番から担当委員さんの説明を求めます。
- 7番委員 7番、〇〇地区担当の鈴木でございます。
農地法第5条による申請事案の調査結果についてご報告いたします。
申請地は〇〇〇〇南約100mのところでございます。
11月6日、現地調査を行い、翌日、申請者の〇〇さん、〇〇さんに話を伺いました。〇〇さんは、この部分を駐車場がちょっと手狭なため駐車場地として使用するというところでございます。また、〇〇さんは、百姓を機械等もやっていないんで、ここのところ、耕地が少しあるんですけども、〇〇さんに売却するというところでございました。
また、申請書、設計書、資金が確認され、許可が下りてから早めに着工したいとの〇〇さんの要望でございました。
また、周辺農地の営農条件、営農支障の有無ですが、周辺農地の営農を行う上で支障が発生する見込みはございません。
さらに転用することによって、生じる付近の農地、作物の被害との防除措置についても想定される懸案事項はございません。
よろしくご審議をお願いします。
- 議 長 ありがとうございます。
この案件につきまして、皆様方のご意見、ご質疑賜りたいと思います。
(発言する者なし)
ご質疑ないようなので、お諮りいたします。
議案第39号の1の案件は、許可相当としてよろしいでしょうか。
(「はい」の声)
それでは、許可相当と決定いたします。
続きまして、議案第39号、番号2番について、担当委員さんからの調査報告をお願いしたく思います。
- 12番委員 番号12番、〇〇〇〇〇担当の本多道長です。
農地法第5条による申請事案の調査結果についてご報告いたします。
申請地は、〇〇より南におよそ100mのところ11月5日、同条3条の分筆で住宅用地として、農地の手前でここを住宅用地として使う予定なんですけれども、使うに当たってちょっと面積が多いと思いますけれども、500超えているんですけども、一応裏がのり面だったり、入り口が電柱がそこで許可を得て立ってありますんで、通路としても使いたいということで多少の伸びは見ております。
それで、〇〇さんが住宅を建てるということで、ほかには転用の目的としては確実だと思えます。
それにつきまして、申請書、見積書、設計書、資金等が確認でき、許可が下ってから早めに着工したいということにして、実行は確実だと思えます。予定としては、この認可が下りたら年度内に一切の処理を進めて、冬になると大変なんで、来年の4月末か5月に工事着工、11月の竣工予定をということで言われております。そういう予定で本人からは言われておりますんで、よろしくお願ひします。

リップを植えてあるところなんですけれども、景観的にはすごく見通しがよくて、日当たりもいい場所なんですけれども、裏側が林なんで、林というか桑園だったんですけれども、全部林と竹に覆われてきたということで、ちょっとその辺が心配で竹が大部侵食しているので、その辺大変ですよなんていう話も〇〇さんとしたんですけれども、何とかしていかなきゃいけないなという話をしていました。

特にだから農作、ほかの農地に影響はないし、作物の被害の防除措置についても想定される被害等はないと思われま。林が近いということで、あとはそこイノシシの通り道あるので気をつけたほうがいいですよという話もしました。塀を作らないと侵入されますよという話もしたので、〇〇〇〇さんは承知していると思うんで、あとは息子さんがどうするかは息子さん次第なので、危ないですよという話はおきました。

あとは、その畑は別件ですけども、その林が迫っているところが1筆なので、誰かが耕作してくれるとうれしいななんていう話もしていました。桐とかどうですかねなんていう話をしたんですけれども、無理かなと思いがちちょっと話もしました。

以上です。よろしくご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議長

ありがとうございました。

この案件につきまして、皆様のほうからご質疑、ご意見ありましたらお願いいたします。

この案件につきましても経緯を、第1種農地なので、どういうあれかちょっとお話しただければありがたいと思います。

事務局

こちらは、令和7年7月に農振除外をした場所です。この地図の、マップのこちらがご実家になるんですよ。斜め右上のところですね、申請地から。ここが実家になるので、分家住宅という形で第1種農地で許可の見込みがあるという判断が取れるというところですよ。

議長

ありがとうございます。

皆様のほうから何かございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

ないようですので、お諮りいたします。

議案第39号、番号3の案件は、許可相当でよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

それでは、許可相当と決定いたします。

続きまして、議案第40号 農地利用集積等促進計画の要請について、事務局にご説明願います。

事務局

8ページをお開きください。

議案第40号 農用地利用集積等促進計画の要請について。

次のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構への要請をしてよいか決定を求め。

別紙記入事件、1件。

次のページをお開きください。

今回の議案は、令和8年1月1日公告される予定の農用地利用集積等促進計画となります。

中間管理権が設定される面積は、田、賃貸借の通年3,211㎡。設定期間は、10年。合計面積、3,211㎡、貸手は2戸、借手は1戸でございます。

10ページに詳細がございますので、ご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の要件を満たしていると考えます。

以上よろしく願いいたします。

議長

事務局の説明をいただきました。

このことについて、皆様のご質疑承りたいと思います。

(発言する者なし)

なければ、お尋ねいたします。

皆さんのほうからご質疑ないので、なければこの案件をご承知おきいただければと思います。

次に移ります。

議案第41号 農地に該当しないことの証明願について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

11ページをお開きください。

議案第41号 農地に該当しないことの証明願について、農地法の運用についての規定に基づき、証明願があったので、農地法第2条第1項に規定する農地でないことの判断を求める。

1、別紙調書に記載のとおり。

次のページをお開きください。

◇(議案書・番号1朗読説明)

以上よろしく願いいたします。

議長

事務局に説明をいただきました。

担当委員さんからの調査報告をここで求めたいと思います。

8番委員

〇〇〇〇〇〇〇地区担当の中島です。

農地に該当しないことの証明願についての調査報告をいたします。

現地は〇〇地区、4筆3か所に分かれています。

11月8日、現地を確認、調査いたしました。

現地は既に4筆とも山林と葛のやぶに覆われており、農地への復元は困難かと思われま。

その他想定されるような懸案事項は、見当たりませんでした。

以上、審議のほどをよろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。

皆様のほうからのご質疑賜りたいと思います。

確認でございますが、よろしいでしょうか。

22年2月頃より現況非農地となっていると記載がございます。推進委員のほうからもそういう報告は大丈夫でしょうか。

事務局 非農地で、毎年の農地パトロールを実施している結果としては、もう非農地です。再生困難。

議長 ありがとうございます。
皆さんのほうからいかがでしょうか。
(発言する者なし)
なければ、お諮りいたします。
申請どおり、これを非農地と判断いたしてよろしいでしょうか。
(「はい」の声)
それでは、決定いたします。
次第の5番、協議事項・報告事項に移らせていただきます。
何か協議事項は、事務局からないという報告をいただいておりますが、よろしいでしょうか。
皆さんのほうからもございませんか。
それでは、本日の議事・報告全てを終了したいと思います。ありがとうございました。

事務局 ありがとうございました。
それでは、7番の閉会に移らせていただきます。閉会について、江口職務代理よりお願いいたします。

閉会 みなかみ町農業委員会職務代理江口眞利閉会を宣す。

〔午後3時45分〕

以上会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する

16番委員

17番委員